

石狩市ふるさと納税推進支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

石狩市ふるさと納税推進支援業務委託

(2) 業務の目的

石狩市（以下「本市」という。）の魅力的なふるさと納税返礼品の掘り起こしや、効果的なふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の運営により、本市へのふるさと納税寄附者の拡大を通じ、関係人口の増加、本市の魅力の発信や地場産業の振興を目指すもの。

(3) 業務内容

- ① ポータルサイトの運営に関する業務
- ② 寄附情報管理システムの管理・運営に関する業務
- ③ 返礼品提供事業者への対応及び返礼品情報の管理・掲載に関する業務
- ④ 返礼品の受発注及び発送に関する業務
- ⑤ 返礼品代金及び配送料金の支払いに関する業務
- ⑥ 寄附者に対するお礼状、寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書等の作成・送付に関する業務
- ⑦ 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付事務に関する業務
- ⑧ 寄附者（ポータルサイトを経由しない寄附を含む）対応に関する業務
- ⑨ 返礼品の掘り起こし、既存返礼品の魅力向上に関する業務
- ⑩ 効果的なプロモーションの実施に関する業務

(4) 見積上限金額（消費税及び地方消費税の額を除く）

寄附金額に対する単価契約とし、寄附金額の6%（消費税及び地方消費税の額を除く）を上限とする。なお、返礼品代金及び配送料金は実費とする。

※令和5年度寄附金額は、1, 522, 946, 533円である。

(5) 業務（委託）期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

※本市が業務履行状況を良好と認めた場合には、年度ごと予算の範囲内で随意契約をできるものとする。

※業務の履行期間は、令和7年4月1日からとする。なお、履行開始日の前日までは、引継ぎ及びシステム等の準備期間として対応し、その間に発生した費用は受託者の負担とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている単独企業又は共同事業体をはじめとした企業グループとする。ただし、グループで参加する場合は、グループを構成するすべての企業が次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を含む。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく会社、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人又はその他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人及び政治活動を主たる目的とする団体並びに石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者を除く。）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 市税（法人市民税及び固定資産税）に滞納がないこと。
- (6) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。（バーチャルオフィス等の実態がないものを除く。）

3 契約方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第 1 優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第 1 優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は「2. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第 2 優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加事業者が 1 者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4 質問の受付と回答

- (1) 提出書類：質問書〈第 1 号様式〉を使用した文章によるものとする。
- (2) 提出方法：電子メールでのみ受付
- (3) 受付期間：令和 6 年 10 月 21 日（月）～10 月 31 日（木）午後 5 時（必着）
- (4) 回答方法：質問に対する回答は受付期間終了後に一括で行うこととし、質問書を提出した事業者全員に令和 6 年 11 月 6 日（水）までに電子メールにて通知する。

5 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

- ① 参加表明書 〈第 2 号様式〉
- ② 構成員調査 〈第 3 号様式〉 ※グループで応募する場合
- ③ 委任状 〈第 4 号様式〉 ※プロポーザル参加に関して、支店等に委任する場合
- ④ 事業者概要書 〈第 5 号様式〉

（会社情報、年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写しや業務の概要がわかるものを添付すること。）

- ⑤ 令和 5・6 年度石狩市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者の場合、次に掲げる書類（写し可）

- ア 登記簿謄本
- イ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近2年度決算分）
- ウ 国税等の納税証明書 その3の3（法人税及び消費税及地方消費税）
- エ 市税の納税証明書（法人市民税及び固定資産税）（令和4年度及び令和5年度分）

※ア、ウ、エに掲げる書類については、申請時において発行から3ヶ月以内であるものとし、ウ、エは、滞納の記載がないものに限る。

- (2) 提出期間：令和6年11月6日（水）～ 11月15日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出場所：「10 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。
- (4) 提出方法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る。）
- (5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書等を審査のうえ順次参加事業者を決定し、審査結果は、参加表明のあった事業者に対し、令和6年11月20日（水）までに電子メールにて通知する。

6 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、企画提案書はA4版で提出すること。

① 企画提案書 <任意様式>

- ・仕様書に基づき、各事項について具体的な提案をすること。
- ・ふるさと納税制度の現状や今後の動向の予測などを記載すること。
- ・業務の実施手順、各業務の実施体制及び具体的なスケジュールを記載すること。
- ・寄附額増加の取組や業務効率化、ふるさと納税制度を活用した地域振興の活性化へ向けた取組内容を記載すること。

② 業務見積書及び内訳書 <任意様式>

- ・基本委託料は寄附金額に乗じる率とし、業務内容の違いに応じてサイト別にそれぞれ提案する率が違う場合は、それぞれ区分ごとの率がわかるよう記載すること。
- ・ワンストップ特例申請の受付等に係る費用は、基本委託料に含めずにワンストップ特例申請書、電子申請（オンラインワンストップ）別に、それぞれ区分ごとの受付件数に乗じる1件あたりの金額又は寄附金額に乗じる率を記載すること。

- (2) 提出期間：令和6年11月20日（水）～12月4日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出場所：「10 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。
- (4) 提出方法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る。）
- (5) 提出部数：正本1部、副本10部（副本については複写可とする。）

7 審査方法

(1) 契約候補者の選定

企画提案書の審査、評価及び選定は、市職員等で構成する「石狩市ふるさと納税推進支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けたあと、参加事業者によるプレゼンテーションを行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する（次点者も決定する。）。

応募が多数の場合（5者を超える場合を想定。）は、書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加事業者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。

なお、選定結果については、参加事業者全員に対し自己の結果のみを通知する。

ほかの参加事業者の情報、選定結果、評価点や審査の経緯は公開せず、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けられないものとする。

(2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、参加事業者によるプレゼンテーション及び審査委員からの質疑応答を行う。

- ① 実施日時：令和6年12月19日（木）※予定
- ② 実施場所：石狩市役所 本庁舎4階 402会議室 ※予定
（石狩市花川北6条1丁目30番地2）
- ③ 企画提案の説明及び質疑応答
1者あたり45分程度（プレゼンテーション：30分、質疑応答：15分程度）を予定。
- ④ 審査項目：表1のとおり
- ⑤ 最高得点者が2者以上ある場合（同点の場合）の決定方法
上記④審査項目のうち「企画提案」の合計点が高い者を契約候補者に選定する。なお、「企画提案」の合計点も同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。
- ⑥ 参加事業者が1者となった場合は、委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。
- ⑦ 委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えない場合は、契約候補者として認めない。
- ⑧ その他
 - ・プレゼンテーションでは、現地における説明員のほか、オンラインによる説明員を設けることも可能とする。
 - ・当方において、ノートパソコン（windows）、HDMI ケーブル、プロジェクター及びスクリーンを用意する。なお、参加事業者がパソコンを持参することも可能である。
 - ・プレゼンテーションの日時及び場所については、あらためて別途通知する。

(3) 審査結果

審査結果は、「企画提案書の審査結果について（通知）」＜第8号様式＞により審査後5日以内に電子メールで通知する。

表1 審査項目一覧

審査項目	内容	配点	審査の視点
業務遂行能力	業務内容及び実績	5	他自治体において、ふるさと納税に関する業務の実績を有しているか。 （可能な範囲で、自治体名、契約期間、年間受注金額と件数等記載すること。）
	業務実施体制	20	業務を実施する上で資格、経験、専門知識や人数等、適切な業務実施体制を有しているか。

	業務経費	10	見積りの経費は、内容に対して妥当か。
業務実施計画	業務フロー・スケジュール	10	業務フロー及びスケジュールは適正か。
企画提案	返礼品に関する企画提案	10	返礼品について、魅力的な返礼品の開発や既存返礼品の魅力向上策等を効果的に訴求できる企画内容となっているか。
		10	ポータルサイト内の自治体ページや返礼品ページの作成について実績や工夫がされているか。
	返礼品の受発注及び発送	10	返礼品の発注や管理を確実かつ円滑に行う工夫がされているか。
	寄附者対応	10	コールセンターの問合せ対応、お礼状や証明書の発送等を円滑に行える体制が構築されているか。
	プロモーションに関する事項	10	寄附額増収のために提案者が独自に実施するPR や広告提案があり、ふるさと納税を通じて本市の地場産業の活性化へ向けた工夫がされているか。
その他	独自提案	5	他の参加事業者と比べて、本業務を受託する優位性が示されているか。
合計		100	

8 スケジュール

表2のとおり

表2 スケジュール

内 容	スケジュール
公募開始	令和6年10月18日（金）から
質問の受付期間	令和6年10月21日（月）～10月31日（木）午後5時（必着）
参加表明書等の提出期間	令和6年11月 6日（水）～11月15日（金）午後5時（必着）
企画提案書等の提出期間	令和6年11月20日（水）～12月 4日（水）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査	令和6年12月19日（木）【予定】
結果通知	審査後5日以内
契約手続き	令和7年4月1日【予定】
契約期間	契約締結日から令和8年3月31日（火）

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合

- ③ 企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (4) 提出期限を過ぎた企画提案書の差替又は再提出は認めない。
- (5) 参加事業者から提出された関係書類は返却しない。
- (6) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した参加辞退届<第9号様式>を提出すること。なお、辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

10 担当部局（書類提出先・問合せ先）

石狩市産業振興部観光課（担当：佐藤・宮越）

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL：0133-72-3167（直通）

FAX：0133-72-3540

E-mail：furusato@city.ishikari.hokkaido.jp